随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	税務課
件名	市税納税通知書等の封入封緘業務について
契 約 内 容	軽自動車税納税通知書封入封緘業務 市民税・県民税普通徴収納税通知書封入封緘業務
契 約 期 間	令和2年4月24日~令和2年6月4日
契約締結日	令和2年4月24日
契 約 相 手 方	小林クリエイト株式会社 名古屋第二営業部
契 約 金 額	581,625円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及業者選定の理由	上記の業者は、令和元年12月に帳票の印刷業務を受注している業者であり、封入封緘時に起こりうる帳票の汚損破損に対して、再印刷等の対応が他の業者に比べ円滑かつ効率的に行うことが可能であり、速やかに封入封緘業務に取りかかれることから、指名競争入札には適さず、随意契約で行うものである。
その他特記事項	引い合わせ先の一般整理

随意契約に関する調書(公表)

所	章 課	名	税務課
件		名	固定資産管理システム航空写真画像データ更新業務
契系	的 内	容	航空写真画像データをGIS及びタブレット端末上にセットアップする。 (1)航空写真画像処理データ取り込み作業 (2)現況調査用機能の更新 (3)GISサーバーへのセットアップ作業
契約	的 期	間	令和2年5月22日~令和2年8月17日
契約	締結	日	令和2年5月21日
契約	相手	方	日本電気株式会社 東海支社
契 糸	的 金	額	2,049,300円
			地方自治法施行令第167条の2第1項
			第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
			○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
			第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根が	処 規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
			第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
			第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
			第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
			第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	契約の⋮	び	全庁的に使用している統合型GISを活用し、固定資産税に係る土地・家屋の評価と現状の把握を行っている。当該契約は、平成25年度に搭載した市内航空写真の画像データを令和元年度に都市計画課で作成した最新の市内航空写真の画像データに更新するものであり、特殊な技術と知識並びに現行GISに熟知し基幹系システムとの連携等、当市の電算システム全般に精通していることが必要でありその性質により競争入札には適さない。
その他	也特記		引い合わせ先 税務課

随意契約に関する調書(公表)

所管課	名	市民部地域協働課交流担当
件	———— 名	国際交流推進事業委託業務
契 約 内	容	大山市内において、次の業務を実施する。また、それ以外の業務であっても、業務運営上 要するものは実施すること。 ①日本語教室開催事業②国際交流員企画事業支援業務③多文化共生推進員企画事業支援業 務
契約期	間	令和2年6月1日~令和3年3月31日
契約締	結 日	令和2年6月1日
契約相	手 方	犬山国際交流協会
契 約 金	額	964, 480円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の 及 業者選定の	び	大山国際交流協会は、当市の国際交流、多文化共生を推進するために設立された団体であり、当市が実施する国際交流、多文化共生事業の一翼を担っている。 同団体は、設立の趣旨から利益を追求しておらず、公共性、公益性の考えを持ち、国際交流や多文化共生を担うボランティア団体を育成し、団体と連携して事業を実施している。日本語教室の開催、国際交流、多文化共生のイベント開催などは、同団体の実績とノウハウ、幅広いネットワークが実施を可能としており、外国人市民が地域社会との関わりを持つきっかけとなる機会の提供に貢献している。 その他にも、語学講座の実施、国際理解を推進する講演会の開催、異文化理解をを推進する事業など日本人市民に対しても国際交流、多文化共生の理解を求める事業を実施している。 こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務を達成するには同団体と随意契約することが最も適当であり、競争入札に適さないと判断する。
その他特記	事項	